

第6部 農業経営

解 説

この部には、「農業経営統計調査」の結果から営農類型別経営統計、経営形態別経営統計を掲載した。

なお、営農類型別経営統計については、水田作経営、畑作経営、野菜作経営（露地・施設）、果樹作経営、酪農経営、繁殖牛経営、肥育牛経営、養豚経営の集計結果を掲載した。

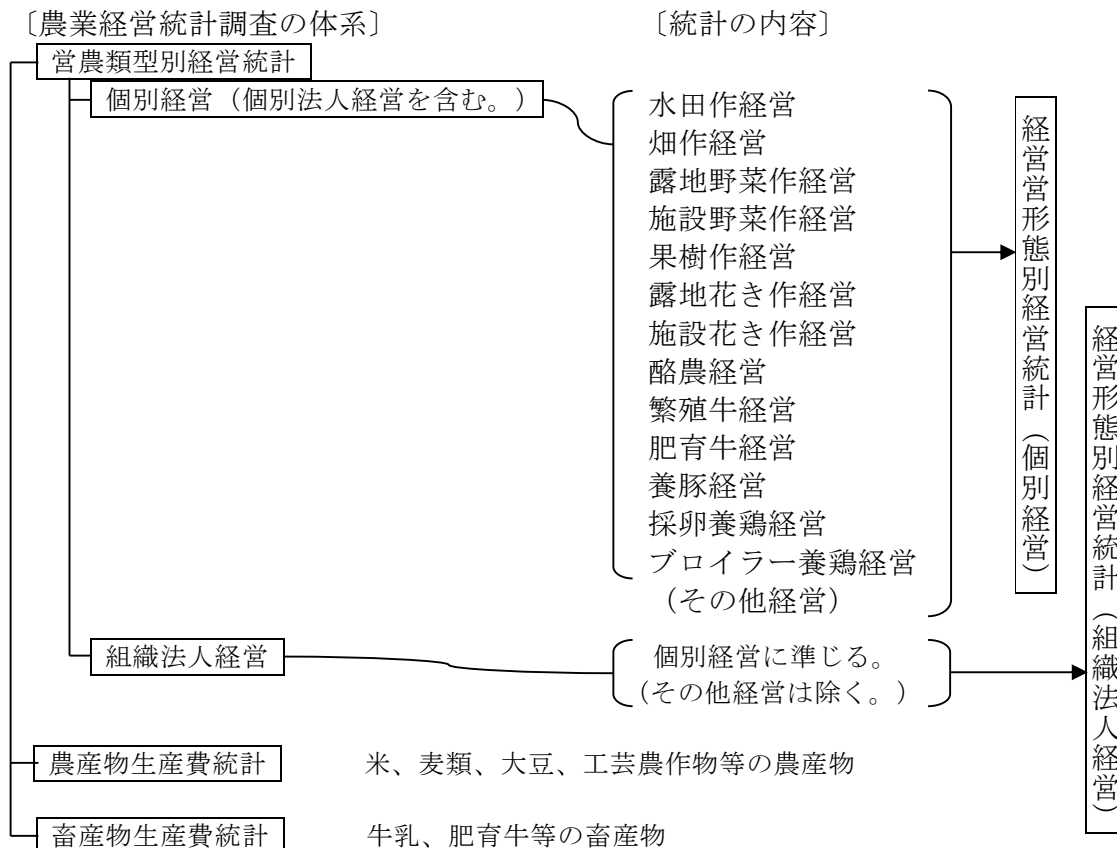
1 調査の概要

(1) 調査の目的

農業経営統計調査は、農業生産物を販売することを目的とした農業経営体の農業経営の実態を明らかにし、農政の資料を整備することを目的としている。

(2) 調査体系

本調査は、農林水産施策の見直し・再編に対応した内容とするため調査体系を見直し、平成20年1月から現在の調査体系による調査を実施している。平成29年に一部改正が行われ、平成30年時点の農業経営統計調査の体系は、以下のとおりである。



注：1 「個別経営」とは、農業生産物の販売を目的とする農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体をいい、このうち法人格を有するものを「個別法人経営」という。
 2 「その他経営」とは、上に掲げた「水田作」から「ブロイラー養鶏」までのいずれにも属さない経営をいう。

(3) 調査対象

農業経営体のうち農産物の販売を目的とする経営体を対象とし、個別経営（個人法人経営を含む。）と組織法人経営に区分している。

(4) 調査期間

ア 個別経営

当年1月1日から12月31日までの1年間

イ 組織法人経営

調査対象経営体ごとに当年4月から翌年3月までに迎えた決算期の終了月前1年間

2 定義及び用語の解説

(1) 個別経営

ア 農業については経営体全体の経営収支を把握

イ 農業以外については農業経営関与者の経営収支

注：「農業経営関与者」とは、農業経営主夫婦及び年間60日以上当該経営体の農業に従事する世帯員である家族をいう。

なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関与者とはしない。

ウ 農業粗収益

農業粗収益には、農業経営の成果である農産物等の販売収入、現物外部取引額、農業生産現物家計消費額、農作業受託収入等の収入を計上した。

なお、経営安定対策等の補てん金・助成金については農業雑収入に、販売価格の一部として交付される助成金等については、当該農産物の販売収入として計上した。

エ 農業経営費

農業経営費には、農業粗収益を上げるために要した資材や料金の一切の費用を計上した。

オ 農業生産関連事業収支

農業生産関連事業の収支には、農業経営関与者が経営権を持っている事業の収支を計上した。

なお、「農業生産関連事業」とは、農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該農家で生産した農産物を使用していること、③当該農家が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を利用していること、のいずれかに該当するものとする。

ただし、これらの事業を行っていても、別に法人化等により経営する事業は、農業生産関連事業とはせず、農外事業とした。

カ 農外収入

農外収入には、農業経営関与者が経営権を持っている農業及び農業生産関連事業以外の事業の収入、農業経営関与者が他の経営に雇用されて受け取る給料・俸給等のほか、農業経営関与者が受け取る歳費・手当、配当利子等、貸付地の小作料並びに地代収入等を計上した。

キ 農外支出

農外支出には、上記カの事業に係る支出及び負債利子を計上した。

ク 年金等の収入の把握範囲

農業経営関与者が受け取る年金及び各種社会保障制度による給付金、退職金、各種祝い金及び見舞金を計上した。

ケ 租税公課諸負担

農業経営関与者の農業以外の経営負担分を計上した。

(2) 組織法人経営

ア 農業粗収益

農業粗収益とは、当該期間に農業経営により得られた総収益であり、農産物等の販売収入、現金によらない現物外部取引、農産物の在庫増減額、農作業受託収入及び共済・補助金等受取金の合計である。

イ 農業経営費

農業経営費とは、肥料費、農業薬剤費、雇用労賃などの流動的経費及び減価償却費からなる、農業粗収益をあげるために要した一切の経費である。

(3) 農業経済の総括

ア 農業所得＝農業粗収益－農業経営費

イ 農外所得＝農外収入－農外支出

ウ 総所得＝農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入

エ 可処分所得＝総所得－租税公課諸負担（農業以外の経営負担分）

(4) 分析指標

ア 農業所得率＝農業所得÷農業粗収益×100

イ 付加価値率＝付加価値額÷農業粗収益×100

3 利用上の留意事項

(1) 減価償却計算の見直しに伴う算出方法

ア 平成19年度税制改正における減価償却計算の見直しに伴い、農業経営統計調査(営農類型別経営統計)における減価償却額は、償却資産の取得時期によって以下のとおり算出した。

(ア) 平成19年3月31日以前に取得した資産

a 償却中の資産

1か年の減価償却費＝(取得価額－残存価額)÷耐用年数

b 償却済みの資産

1か年の減価償却費＝(残存価額－1円(備忘価額))÷5年
ただし、bについては平成20年1月から適用する。

(イ) 平成19年4月1日以降に取得した資産

1か年の減価償却費＝(取得価額－1円(備忘価額))÷耐用年数

イ 平成21年以降の農業経営統計調査における減価償却額は、平成20年度税制改正における減価償却計算の見直し(資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し)を踏まえ算出した。

(2) 全国農業地域別や規模別の結果及び目標精度を設定していない営農類型の結果については集計対象数が少ないほか、一部の表章項目によってはごく少数の経営体にしか該当しないことも

あり、結果の利用に当たっては十分留意されたい。